

# 連合の地球温暖化対策に関する考え方

日本労働組合総連合会

- I. 地球温暖化対策に関する基本的な考え方
- II. 主要三施策および民生部門の排出削減について
  1. 固定価格買取制度
  2. 地球温暖化対策のための税
  3. 国内排出量取引制度
  4. 民生部門の排出削減
- III. まとめ
- IV. その他

# I . 地球温暖化対策に関する基本的な考え方

- 世界全体での温室効果ガスの排出量削減に向け、米国・中国などを含むすべての主要排出国による「公平かつ実効性ある国際的枠組」を構築し、その枠組の下で各国が責任ある対策を実施する必要がある。
- 我が国における低炭素技術や今後のイノベーション等により世界全体での削減への貢献と「公正な評価」の仕組みを確立するとともに、「雇用の安定・創出」と「経済と環境の両立」を実現することが重要。
- 地球温暖化対策と同時に、新たな仕事・グリーンな仕事に就くための教育・訓練など、「総合的な雇用対策」を行うこと。
- 地球温暖化対策の施策については、経済的手法だけでなく、規制的手法や誘因的手法といった政策を「ポリシーミックス」で有効に組み合わせる。その上で、相乗効果を発揮させ温暖化効果ガスの削減効果を最大限に上げることが重要。
- 地球温暖化対策は国民全体の課題であり、個々の施策に関しては①必要性、②効果、③公平性、④国民負担や雇用・産業の競争力への影響等の副作用、⑤行政コストなどを明らかにし、国民的な議論・合意形成のうえ導入の可否を含め判断することが不可欠である。

## Ⅱ－１ 固定価格買取制度

- 固定価格買取による企業や国民の負担について明らかにされておらず、国民の理解が不足している。
- 買取価格が電力料金に反映された場合、逆進性により所得や地域間での格差の拡大につながるとともに、大口需要者などにおける雇用問題を含む影響が危惧されるため、慎重な検討が必要である。
- 買取費用の負担に加え、再生可能エネルギーの大量導入に伴う電力の系統安定化対策について、エネルギーの安定供給との整合を図るとともに、国民負担の妥当性・納得性の観点も踏まえた検討が必要である。

## Ⅱ－２ 地球温暖化対策のための税

- 地球温暖化対策税の検討にあたっては、既存税制の見直しを前提とすべき。
- 国民生活への影響に対する配慮と特定の産業・企業に過度な負担とならないよう現実的な税制とすべき。
- 化石燃料の最終消費者が広く薄く応分の負担をすることを基本とすべき。
- 税収は、エネルギー対策、技術開発、森林吸収源対策等温暖化対策の強化に使用し、雇用創出に結びつけるべき。
- 多くの国民・納税者の理解を得た上で導入、効果を検証しながら定着をはかるなど、段階的な取り組みが必要。

## Ⅱ－３ 国内排出量取引制度

- キャップ・アンド・トレード方式については、経済活動に対する統制強化や産業の発展抑制などが危惧されるとともに、キャップの妥当性・合理性にも課題があり容認できない。
- 国内排出量取引制度の検討にあたっては、ボトムアップ方式を重要視するとともに、限界削減費用などについての定量的分析を行う必要がある。
- 国際的なバランスを欠いた過度な規制は、国内雇用の海外流出など生じさせかねず、慎重な対応が不可欠である。
- 中央環境審議会の国内排出量取引制度小委員会は広く国民各層に議事録等の情報を開示し、国民に開かれた運営とすべきである。

## Ⅱ－４．民生部門の排出削減

- ・ 温室効果ガスの総排出量
  - 全 体 90年1,261百万トン→08年1,282万トン+1.6%
  - 産業部門 90年482百万トン→08年419百万トン-13.2%
  - 業務その他・家庭部門 90年291百万トン→08年406百万トン+39.5%
- ・ 中長期ロードマップ小委員会における90年比25%削減のシナリオ
  - 全 体 08年1,282百万トン→20年944百万トン-26.4%
  - 産業部門 08年419百万トン→20年377百万トン-10.0%
  - 業務その他・家庭部門 08年406百万トン→20年213百万トン-47.5%
- ・ 温室効果ガスを90年比25%削減を達成するためには「業務その他・家庭部門での大幅な排出削減」が必要不可欠であり、HEMS、BEMSや民間における初期投資費用の軽減策の導入により民生部門における排出削減を推進すべきである。加えて、主要3施策と民生部門対策の連携などについても検討すべきである。

### Ⅲ. まとめ

- 現時点では、主要3施策に関する①必要性、②効果、③公平性、④国民負担や雇用・産業の競争力への影響等の副作用、⑤行政コストなどが必ずしも明らかにされておらず、国民的な合意も形成されていない。
- 従って、主要3施策について導入の判断を行うには時期尚早であり経済情勢や雇用状況に配慮した慎重な対応を行うべき。



## IV. その他

- 国民参加による低炭素社会の実現に向けて、国民各界各層の理解と納得を得る場として「緑の社会対話」を実現する必要がある。
- 地域の活性化と低炭素社会の実現を図るため、低炭素産業立地補助金を継続実施すること。